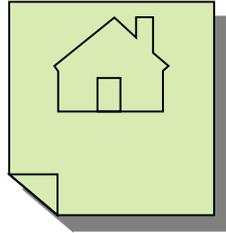


# 介護保険住宅改修のご案内



令和2年度～  
帯 広 市

「住みなれた住宅で、安心して過ごしたい。」  
介護保険では、住宅の改修（対象箇所）にかかった費用の9割～7割分  
（原則、1人20万円の限度額内）についての払い戻しが受けられます。

## 1 住宅改修費の支給とは

### 対象となる方

要支援・要介護の認定を受けた方。

※ 入院中の改修は、支給対象にならない場合があります。

※ 要支援・要介護認定の申請前に住宅改修を行った場合には、住宅改修費は支給されません。

※ 要支援・要介護認定の申請中に改修した場合には、認定結果が出てから、住宅改修費が支給されます。  
（認定結果が非該当の場合は支給されません。）

### 対象となる住宅

原則として、被保険者証記載の住所の住宅が、支給対象となります。

### 支給の限度額

1人20万円

（支給額は9割の18万円、8割の16万円  
または、7割の14万円です。）

## 重要 必ず工事前に帯広市介護高齢福祉課への申請が必要です

住宅改修を行う前に申請書及び必要書類を提出し、帯広市が必要性を審査後、許可を受けてから着工することになります。工事を始めた後に、申請した場合には住宅改修費は支給されません。

また、許可を受けた後に、事前申請の内容に変更が生じた場合には、再審査が必要になりますので、着工前に必ず介護高齢福祉課までご連絡ください。

なお、事前申請と事後申請の内容に差異がある場合も、住宅改修費は支給されませんので、ご注意ください。

### 給付の対象となる工事

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他①～⑤に付帯する工事

## 2 住宅改修費の支給を受けるまで

① 事前に担当のケアマネジャー、地域包括支援センターの担当職員等に相談し、住宅改修の理由書を書いてもらう



② 住宅の所有者が本人ではない場合、住宅改修の承諾書をもらう



③ 改修前の写真を撮っておく  
(日付の入ったもの)



④ 工業者に工事費見積書を依頼する



⑤ 上記の必要書類をそろえて、着工前に市役所に住宅改修にかかる事前申請をする



⑥ 市役所から事前申請の確認書が交付された後、改修に着手する



⑦ 工事終了後、住宅改修費の支給手続きに必要な書類を市役所へ提出する



⑧ 申請の翌月、ご本人(受領委任払いの場合は施工業者)の口座に9割～7割分が振り込まれます

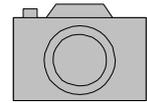
◆ ケアマネジャー等が決まっていない場合はまず、ケアマネジャー等を決めてください。



◆ 所有者が家族であっても必要です。

◆ 本人が所有者の場合は必要ありません。

◆ 申請の際に必要なとなりますので必ず撮ってください。



◆ 工業者は自由に決めてください。

◆ 必要書類については4ページをご覧ください。

◆ 申請の手続きは家族やケアマネジャーなどが代行できます。

◆ 必要書類については次のページをご覧ください。

◆ 申請の手続きは家族やケアマネジャーなどが代行できます。

◆ 工事の内容が対象であることを審査し、上限額の範囲内で支給されます。

### 3 住宅改修費を利用した場合のお支払例

支給限度額 1人20万円（1回の改修で使い切らずに数回に分けての利用も可能です。）

例1) 工事費用5万円の場合		(1割負担分)	(2割負担分)	(3割負担分)
保険支給 9割分4万5千円、8割分4万円または7割分3万5千円	<p>次回利用可能限度額 15万円</p>	5千円	1万円	1万5千円
1割負担5千円、2割負担1万円または3割負担1万5千円		(9割支給分)	(8割支給分)	(7割支給分)
	・自己負担	4万5千円	4万円	3万5千円
	・介護保険での支給額	15万円	15万円	15万円
	・次回利用可能限度額			

例2) 工事費用23万円の場合		5万円	7万円	9万円
限度額超過分3万円	<p>保険支給 9割18万円、8割16万円または7割14万円</p> <p>1割負担2万円、2割負担4万円または3割負担6万円</p>	1割負担 2万円 限度額超過分 3万円	2割負担 4万円 限度額超過分 3万円	3割負担 6万円 限度額超過分 3万円
		・自己負担	18万円	16万円
	・介護保険での支給額	0円	0円	0円
	・次回利用可能限度額			

例3) 工事費用10万円の場合（すでに前回、介護保険の住宅改修費6万円を利用している）		(1割負担分)	(2割負担分)	(3割負担分)
前回申請済み6万円	<p>保険支給 9割9万円、8割8万円または7割7万円</p> <p>1割負担1万円、2割負担2万円または3割負担3万円</p>	1万円	2万円	3万円
次回利用可能限度額 4万円		(9割支給分)	(8割支給分)	(7割支給分)
	・自己負担	9万円	8万円	7万円
	・介護保険での支給額	4万円	4万円	4万円
	・次回利用可能限度額			

- 例外) ① 転居して住所が変わる場合。  
 ② 初回の住宅改修着工日より、要介護状態区分が3段階以上上がった場合。

これらの場合については、再度20万円まで利用できます。（前回の残額の持ち越しはありません。）  
 （同一住宅、同一要支援、要介護認定者について1回のみ適用となります。）

※ 要介護状態区分が3段階以上あがるケース	経過的要介護（旧要支援）		
	要支援1	→	要介護3～5
	要支援2・要介護1	→	要介護4・5
	要介護2	→	要介護5

### 4 お支払いの方法

#### ① 償還払い

費用の全額を施工業者へ支払った後に、保険給付分をご本人名義の口座に払い戻しします。

※「償還払」用の支給申請書にて申請してください。

#### ② 受領委任払い

最初から1割～3割分の費用負担で住宅改修を行えます。  
 （のこり9割～7割分については、市から受領委任登録済みの施工業者へ直接お支払いします。）

※ 施工業者が、あらかじめ受領委任取扱事業者として市に登録されていなければなりません。  
 取扱事業者の確認および施工業者が登録を申請される場合は、市役所介護高齢福祉課までお問い合わせください。

※「受領委任払」用の支給申請書にて申請してください。



## 5 支給を受けるために必要な書類

① 事前申請に必要な書類	<input type="checkbox"/> 介護保険住宅改修費支給および事前申請確認書発行申請書	申請書はすべてご本人のお名前でご記載してください。 また、ご本人(受領委任払の場合は施工業者)の銀行口座を記入してください。
	<input type="checkbox"/> 工事費見積書	工事の箇所ごとに、材料費、工賃、諸経費などを詳しく記載したものです。 給付対象外の工事費用が含まれている場合には、保険給付対象工事費用と対象外工事費用を明確に区分して記入したものがが必要です。
	<input type="checkbox"/> 住宅改修の理由書	ケアマネジャー等が所定の様式に記載したものです。 被保険者が居宅介護支援等を受けていない場合、手数料として作成者に2,000円を支給いたしますので、作成者は作成日の翌月20日迄に「実績報告書」と「請求書」を提出してください。
	<input type="checkbox"/> 工事前の工事箇所が確認できる写真	工事の箇所ごとに、改修前の日付の入ったものとします。 写真の中に、手すりの取付け位置等を記入して頂くなど、これからどのような工事を行うのか分かるものを提出してください。 設計図等を提出していただく場合があります。
	<input type="checkbox"/> 住宅改修の承諾書	住宅の所有者がご本人以外の場合に必要です。
② が工事終了後に提出	<input type="checkbox"/> 事前申請確認書	事前申請時に市役所から着工の許可書に代わるものとして交付します。
	<input type="checkbox"/> 領収書	「被保険者氏名」名義のものに限ります。 コピーの場合は窓口で原本を提示してください。 (※受領委任払をご利用の場合、事業所の印は受領委任払登録時に押印したものと同一のものを使用してください。また、1割～3割負担分については端数を切上げしてください。)
	<input type="checkbox"/> 工事費内訳書	「工事費見積書」に同じ。
	<input type="checkbox"/> 工事後の工事箇所が確認できる写真	工事の箇所ごとに、改修後の日付の入ったものとします。 ※写真ではわからない場合、設計図等を提出していただく場合があります。

## 6 介護保険住宅改修費の支給対象工事について

<p>① 手すりの取り付け 転倒防止、移動・移乗のために住宅の壁などに手すりを取付ける工事。</p> <p>※床に置いたり、浴槽に挟んだりするものは対象なりません。 →福祉用具対応です。</p> 	<p>② 段差の解消 床の段差や通路の傾斜を解消するためにスロープを取り付けたり敷居を取り外す工事など。</p> <p>※工事を伴わないスロープや浴室にすのこを置くことは対象なりません。 →福祉用具対応です。</p>	<p>③ 滑りの防止及び移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更 移動を円滑にするため畳から板張りに変えたり、床等を滑りにくい材質に変える工事など。</p>
<p>④ 引き戸などへの扉の取り替え 開き戸を、引き戸や折り戸などに取り替えたり、妨げとなる扉の撤去、ドアノブや戸車を変更する工事など。 既存の扉を、対象者の身体状況に合わせ、右(左)開きから、左(右)開きに変更する工事。 ※扉の付いていない出入口の開口を広げる工事は支給の対象なりません。</p>	<p>⑤ 洋式便器などへの便器の取り替え 和式便器を洋式便器に取り替えたり、洋式便器の高さを変えたり、便器の位置・向きを変更する工事など。 ※ポータブルトイレなどは対象なりません。 →福祉用具対応です。 ※暖房便座や洗浄機能のみを付加することは対象なりません。 ※非水洗の場合の水洗化工事費用は対象なりません。</p>	<p>⑥ その他①～⑤に付帯する工事 手すり取付けのための下地補強や、スロープの設置に伴う転落防止柵の設置、便器取替えのための配管工事、手すりを固定するために必要な壁の補強等。(①から⑤までの改修を行うのに伴う最小限のもののみ)</p> <p>※住宅の増築や便器の取替え時に水洗化する事は対象なりません。</p> 

## その他の注意点

- 既に取り付けられているものが破損した、または老朽化したという理由での改修は、対象になりません。
- 給排水工事については、市の指定した業者しか工事をする事ができません。事前に上下水道部水道課審査係(電話65-4216)に確認していただきますようお願いします。
- 保険給付対象となる住宅改修の内容確認、また支給限度額等については、ケアマネジャー、帯広市介護高齢福祉課にお問い合わせください。

## 7 工事後の実地調査について

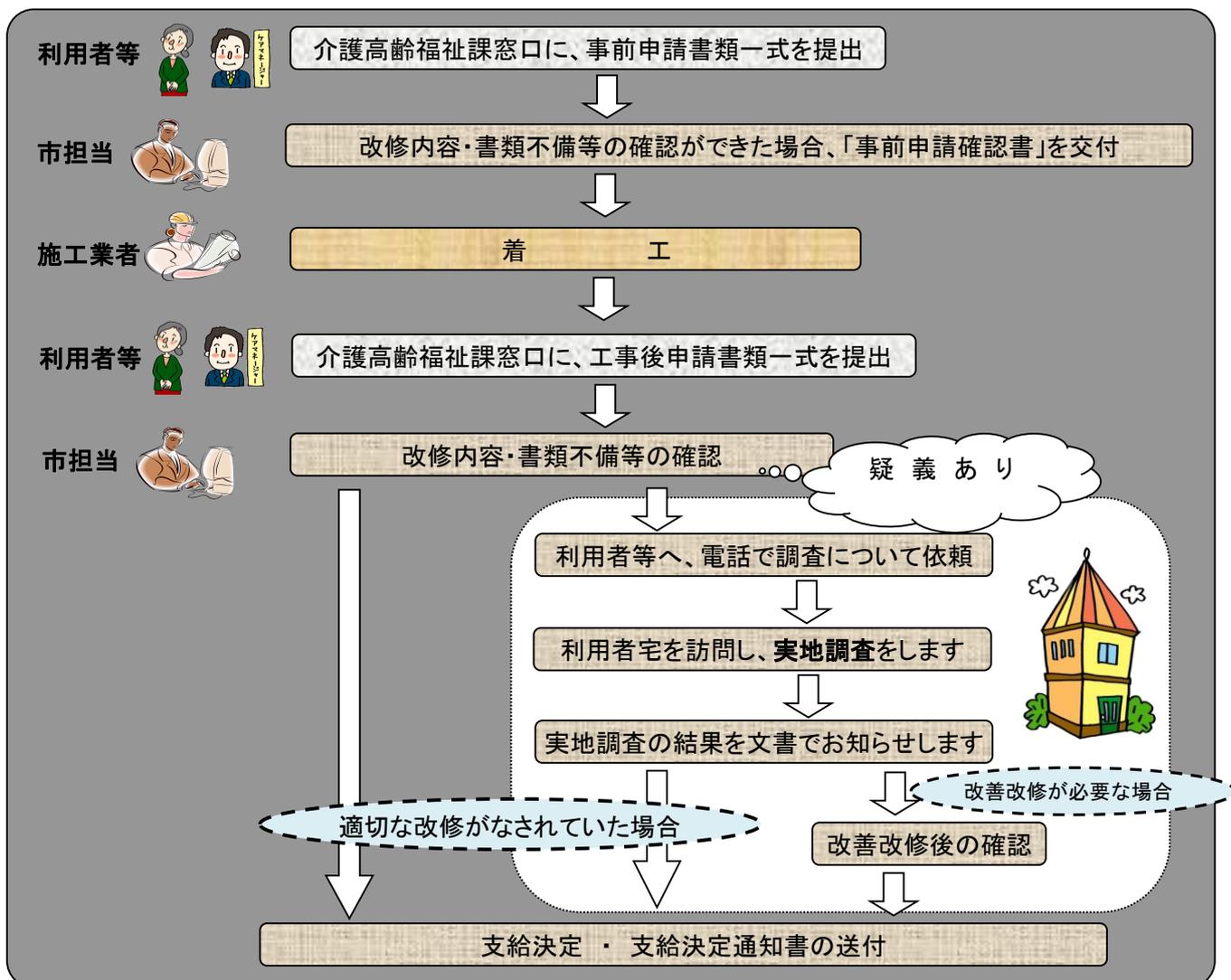
平成21年4月より、介護保険住宅改修工事の利用者保護および適切な保険給付のために、改修内容の確認が必要と認められる工事について、実地調査を行っています。

### ○ 調査までの流れ

市において、工事終了後に提出された書類を審査し、調査対象となる方には事前に市よりお電話で連絡し、日程調整をさせていただきます。後日、市の担当者がご自宅へお伺いし、調査を行います。調査は、ご利用者、及びご家族の立ち会いのもとで行います。

### ○ 調査後の流れ

調査結果を後日、文書でお知らせします。適切な改修がなされていない場合は、改善改修が必要となる場合があります。(改善改修が必要となる場合は、市からケアマネジャー等に連絡します。)  
適切な改修であることが確認できた場合、住宅改修費の支給となります。(支給決定通知は後日、郵送します。)



# 8 申請書記入上の注意点 および 添付書類の一例

## 介護保険住宅改修費及び事前申請確認書発行申請書

### 償還払いでの申請の場合

ご利用者は、改修費用の全額を施工業者へ支払った後に、ご本人の口座へ払戻しを受けられます。

**介護保険住宅改修費支給及び事前申請確認書発行申請書 (償還払い)**

フリガナ	カイゴ タロウ	保険者番号	012070
被保険者氏名	介護 太郎	被保険者番号	0000000003
生年月日	明・昭 3年 3月 3日生		
住所	〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地		
住宅の所有者	本人	本人との関係( )	
改修の内容・箇所及び規模	トイレ L型手すり取付け 寝室、トイレ、脱衣所の敷居取り外し	業者名	〇〇建設(株)
改修費用	123,456	着工日	年 月 日
		完成日	年 月 日
これまでの住宅改修費支給申請の有無	有 無	支給額 円	支給額 円
帯広市長 様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給及び事前申請確認書の発行を申請します。なお、工事の内容・規模・費用等については事前に改修事業者より説明を受けていることに相違なく、上記内容に変更がある場合には再度、住宅改修費支給及び事前申請確認書発行申請を行います。 年 月 日 申請者 住所 〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 氏名 介護 太郎 印 電話番号 65-4151			

介護(予防)認定を受けられている本人の住所、氏名電話番号をご記入ください。ご本人の印かんを押してください。

ご本人名義の口座内容をご記入ください。

**注意** ※住宅改修の着工の前に必ずこの申請書と必要書類を提出してください。

**【事前申請に必要な書類】**

- 介護保険住宅改修費支給及び事前申請確認書発行申請書
- 工事箇所が確認できる写真(日付入り)
- 工事費見積書(工事内容の詳しくわかるもの)
- 住宅改修が必要な理由書(介護支援専門員等が作成)
- 所有者の承諾書(住宅の所有者が当該被保険者でない場合)

事前申請に基づく改修工事の終了後、領収書その他の必要書類の提出により、支給決定された当該改修工事にかかる居宅介護(介護予防)住宅改修費については、下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	おびひろ	銀行	信用金庫	支店名	北
金融機関コード		信用組合	農協	店番号	
口座種目	1 普通	労働金庫		口座番号	1 2 3 4 5 6 7
ゆうちょ銀行	記号(店番)			番号(口座番号)	
フリガナ	カイゴ タロウ				
口座名義人	介護 太郎				様 (被保険者様ご本人名義)



### 市記入欄

受付日	支給限度額	介護度	見積書	理由書	写真前図面	承諾書	事前申請確認書	写真後図面	内訳書	領収証
	申請履歴									

### 償還払をご利用での領収書の例

#### 償還払いでの領収書

かかった費用全額の領収書が必要です。被保険者(ご本人)名義のものに限ります。

**領 収 書**

介護 太郎 様 令和〇年〇月〇日

金 額	¥ 123,456-
-----	------------

但し トイレ手すり取付け及び、寝室、トイレ、脱衣所の敷居取り外し工事の利用者負担額として

上記正に領収いたしました。 〇〇建設(株) 印

# 介護保険住宅改修費及び事前申請確認書発行申請書

## 受領委任払いでの申請の場合

ご利用者が、改修費用の1割～3割分を施工業者へ支払い、9割～7割分については市から施工業者の口座へ直接支払います。

介護（予防）認定を受けている本人の住所、氏名、電話番号をご記入ください。

ご本人の印かんを押してください。

受領委任払登録事業者名、振込口座等をご記入ください。  
受領委任払取扱事業所として届出されたときの印かんを押印してください。

**介護保険住宅改修費支給及び事前申請確認書発行申請書（受領委任用）**

フリガナ	カイゴ、ハナコ	保険者番号	012070
被保険者氏名	介護 花子	被保険者番号	000000002
生年月日	昭和22年2月2日生		
住所	080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 電話番号		
住宅の所有者	本人	本人との関係（ ）	
改修の内容・箇所及び規模	トイレ L型手すり取付け	業者名	〇〇建設(株)
	寝室、トイレ、脱衣所の敷居取り外し	着工日	年 月 日
		完成日	年 月 日
改修費用	123,456 円		
これまでの住宅改修費支給申請の有無	有 無	年 月 日 申請 円	年 月 日 申請 円
帯広市長 様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給及び事前申請確認書の発行を申請します。なお、工事の内容・規模・費用等については事前に下記の改修事業者より説明を受けていることに相違なく、上記内容に変更がある場合には再度、住宅改修費支給及び事前申請確認書発行申請を行います。 なお、事前申請に基づく改修工事の終了後、領収書その他の必要書類の提出により、支給決定された当該改修工事にかかる居宅介護（介護予防）住宅改修費に係る保険給付金の受領を下記の者に委任します。また、適正な保険給付を受けるために私の介護保険に係る情報を受任者に提供することに同意します。			
申請者住所（委任者）	080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 氏名 印 電話番号		
受任者（受領者）住所	080-0014 帯広市西4条南13丁目1番地 〇〇建設株式会社 代表取締役 介護 一郎 事業者の印 65-4151		
受領者の口座振込依頼欄	おびひろ	銀行 信用組合 農協	支店 普通預金 2 3 4 5 6 7 8
フリガナ 口座名義人	ケンセツ(カ) 〇〇建設株式会社		

注意 ※住宅改修の着工の前に必ずこの申請書と必要書類を提出してください。

【事前申請に必要な書類】

- ・ 介護保険住宅改修費支給及び事前申請確認書発行申請書
- ・ 工事費見積書（工事内容の詳しくわかるもの）
- ・ 住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員等が作成）
- ・ 工事箇所が確認できる写真（日付入り）
- ・ 所有者の承諾書（住宅の所有者が当該被保険者でない場合）

市記入欄

受付日	支給限度額	介護度	見積書	理由書	写真前	承諾書	事前申請確認書	写真後	内訳書	領収証
	申請履歴				図面			図面		



## 受領委任払での領収書の例

### 受領委任払いでの領収書

かかった費用（保険対象となる金額）の1割～3割分について、端数を切り上げされた額での領収書が必要です。  
被保険者（ご本人）名義のものに限ります。

受領委任払登録時に押印したものと同一のものを使用してください。

**領 収 書**

介護 花子 様 令和〇年〇月〇日

金 額	¥ 12,346-
-----	-----------

但し トイレ手すり取付け及び、寝室、トイレ、脱衣所の敷居取り外し工事の（改修費用123,456円）の利用者1割負担額として

上記正に領収いたしました。 〇〇建設(株)

印

## 工事費見積書の例

### 工事内訳書（記入例）

年 月 日

介護 太郎 様

おびひろ建設株式会社

工事金額： ￥28,080.-

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
(1)	1	浴室	壁	水平手摺 600	浴室用手摺 Φ32	0.6	m	3,900	2,340	
			取付部材	エンドブラケット	2	個	3,500	7,000		
			取付工賃		1	本	3,500	3,500		
(2)	2	居間	床	段差解消敷居撤去	撤去工賃	1	本	2,980	2,980	
			補修部材		1	本	1,650	1,650		
			取付工賃		1	本	3,500	3,500		
			小計						20,970	
		諸経費	出張費として		1	式		5,030		
		合計						26,000		
		消費税			8	%		2,080		
		総合計						28,080		

(※1) 住宅改修の種類：(1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更  
(4) 引き戸等への扉の取り換え (5) 洋式便器等への便器の取替 (6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2) 名称：材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

部屋名、部位、工事名称、内容（仕様）、単価、数量等は、適切に区分し記載してください

## 住宅改修の承諾書の例

### 住宅改修承諾書（市提出用）

年 月 日

#### 住宅改修の承諾書

(住宅所有者)

住所 帯広市西4条南13丁目1番地  
氏名 介護 二郎

印

介護 花子

私は、表示の住宅に、  
介護 花子 が

別紙「介護保険住宅改修費支給及び事前申請確認書発行申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

住宅所有者の住所、氏名、押印が必要です。  
(住宅の所有者がご本人以外のおとき)

※借家の場合は大家さんの承諾が必要です。

※市営住宅の場合は事前に市役所都市建設部住宅営繕課での承諾書が必要になります。

介護（予防）認定を受けられている本人（ご利用者）の氏名をご記入ください。

# 住宅改修の理由書の例

ケアマネジャー等に、住宅改修が必要な理由書を作成してもらってください。

**住宅改修が必要な理由書** (P1)

＜基本情報＞

利用者	被保険者番号	年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	被保険者氏名	要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護						
	住所	1・2	経過的・1・2・3・4・5							

作成者	現地確認日 作成日	年	月	日
	所属事業所			
	資格			
	氏名			
	連絡先			

理由書作成日における 居宅介護支援等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
なしの場合 作成日の翌月20日迄に 「実績報告書」と「請求書」を 提出してください	

保険者

確認日	年	月	日	評価欄
氏名				

＜総合的状況＞

利用者の身体状況		福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定		改修前	改修後
介護状況		●車いす	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		●特殊寝台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		●床ずれ防止用具	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		●体位変換器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		●手すり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		●スロープ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		●歩行器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		●歩行補助つえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		●認知症老人徘徊感知機器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		●移動用リフト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		●運掛便座	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		●特殊尿器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		●入浴補助用具	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		●簡易浴槽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		●その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

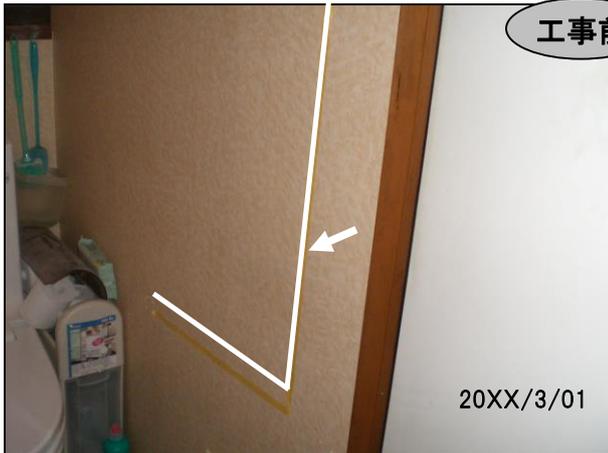
**住宅改修が必要な理由書(案) P2 (記入例①)**

＜P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②①の具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④回収項目を具体的に記入してください。＞

活動	①改善をしようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修のコメント(…することで…が改善できる)を記入してください	④改修項目(改修箇所)
排泄	<input checked="" type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input checked="" type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 便器からの立ち座り(移乗を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他( )	移動はつたい歩きでなんとか可能。左膝に痛みが生ずることあり。居室から廊下に3cmの段差あり、段差の昇降が不安定。 便座への座位はつかまるものがないため困難。特に立ち上り動作に苦慮している。 出入口にもつかまる場所がないので、扉の開閉動作が危なっかしい。	<input checked="" type="checkbox"/> できなかったことできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input checked="" type="checkbox"/> 手すりの取付け (廊下の移動経路) (トイレ内立ち座り用、衣服着脱用) (上がりかまち横壁面) (玄関扉付近の内外壁面) ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 段差の解消 (廊下3cmかさ上げ) (上がりかまちに踏み台設置) ( ) ( )
	入浴	<input checked="" type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他( )	居室から浴室までの移動は「排泄」と同じ。浴槽をまたぐ際に転倒の不安があり危険。	<input checked="" type="checkbox"/> できなかったことできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )
外出		<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input checked="" type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input checked="" type="checkbox"/> 車いす等、装具の脱着 <input type="checkbox"/> 履物の脱着 <input checked="" type="checkbox"/> 出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他( )	上がりかまちに40cmの段差があり、介助がないと昇降できないので、困っている。 玄関の扉の開閉時につかまるところがないので、動作が不安定。	<input type="checkbox"/> できなかったことできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )
	その他の活動		<input type="checkbox"/> できなかったことできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 ( ) ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) ( ) ( )

## 工事前後の写真例

＜トイレに手すりを取り付ける場合の例＞



手すり取付け位置に線を引いていただく等、工事箇所が分かるようにしてください。

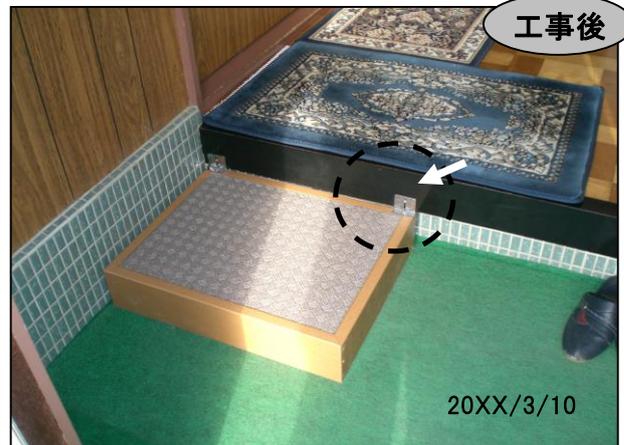


便器との位置関係も確認できるように撮影してください。(便座への着座、立ち上がりのためにつかまる等、理由書の内容と照らし合わせます。)

＜玄関上がりかまちの段差解消のため踏み台を取り付ける場合の例＞



設置位置に線を引いていただく等、工事箇所が分かるようにしてください。



写真のように必ず、固定されていなければなりません。固定の方法は、ビス留め、貼り付けでも可です。固定されていない場合は、改修費支給対象とはなりません。

＜段差解消のため、すりつけ板を取り付ける場合の例＞



設置位置に線を引いていただく等、工事箇所が分かるようにしてください。



写真のように必ず、固定されていなければなりません。固定の方法は、ビス留め、貼り付けでも可です。固定されていない場合は、改修費支給対象とはなりません。

＜移動の円滑化のため通路を改修する場合の例＞



工事前



工事後

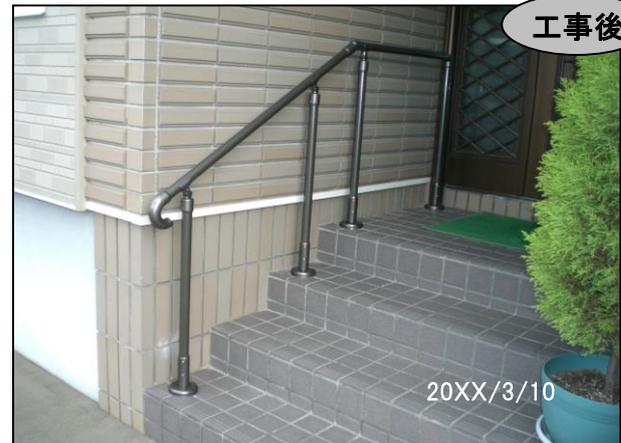
自宅敷地内において、玄関前から敷地外へ出る部分まで、日常利用している通路面に凹凸があり、つまづいて転倒の危険性があるため舗装した例です。改修箇所が分かるように写真に線を引いてください。

移動に必要な最小限の幅分の改修費が保険対象となります。写真では、斜線部分は、保険対象外となり改修費の内訳において按分していただくことになります。

＜玄関ポーチの階段に手すりを取り付ける場合の例＞



工事前



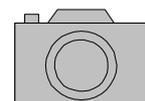
工事後

設置位置に線を引いていただく等、工事箇所が分かるようにしてください。

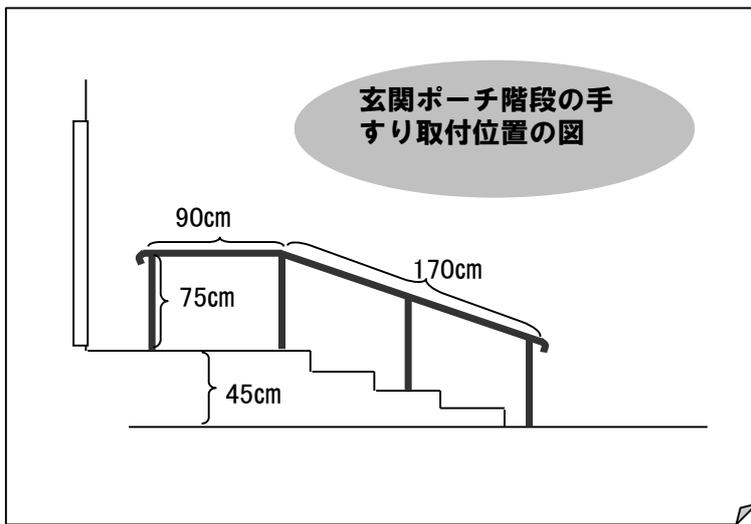
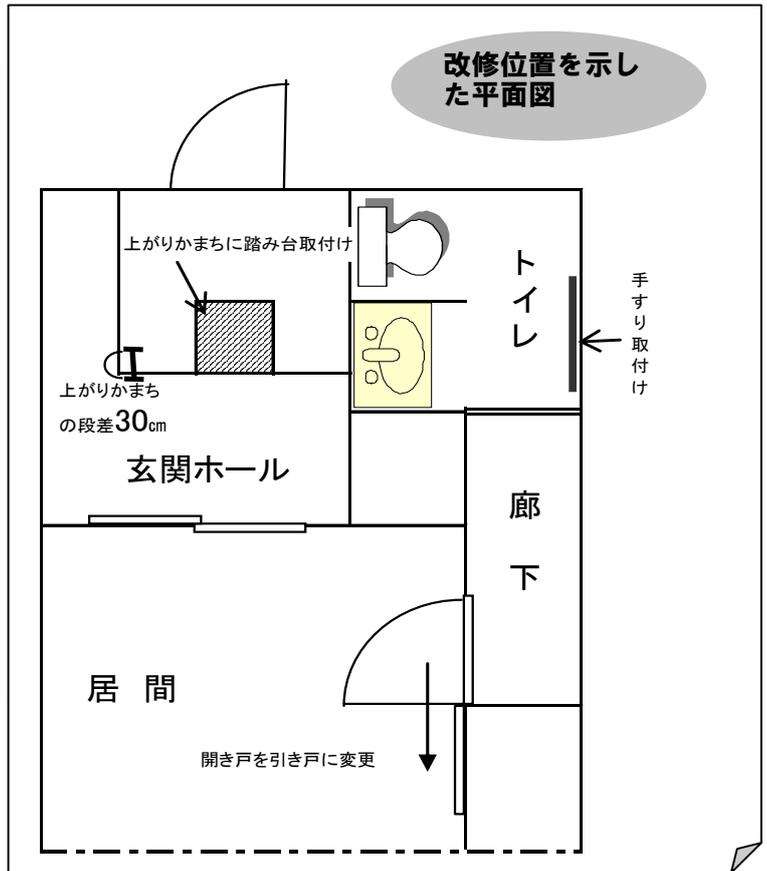
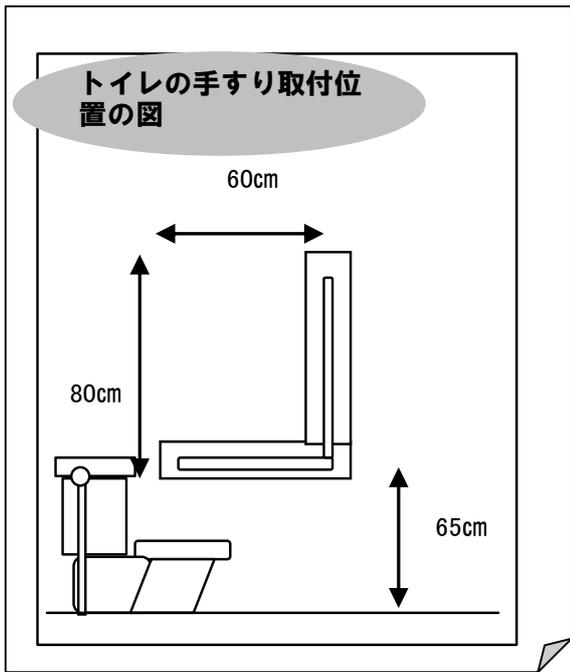
工事箇所全体が入るように撮影してください。

全体としての注意点

- 周辺状況がわかるように撮影してください。段差越えの際に掴まる手すりを取り付けられる場合は、その段差も含めて撮影してください。
- 改修前、後の日付が入るようにしてください。カメラに日付入り機能が無い場合等は、日付を記入した紙と一緒に撮影するなどしてください。
- 既存の手すりを、身体状況にあわせて高さ変更する場合は、工事前後の手すりの高さをメジャーで測る等していただき、変更されたことが分かるようにしてください。取り付け位置を書き込む等、工事内容が分かるようにしてください。
- 工事箇所全体が入るように撮影してください。途中で切れてしまう、陰に隠れて見えない場合は2枚に分けて撮影していただく等の工夫していただきますようお願いします。



工事図面の例



## 9 介護保険以外の住宅改修

帯広市では、「帯広市ユニバーサルデザイン住宅改造資金補助」の制度もあります。詳しくは帯広市役所建築開発課（65-4179 直通）にお問い合わせください。

住宅改修についてのご相談は、担当のケアマネジャー、地域包括支援センターの担当職員または市役所介護高齢福祉課65-4151・65-4152（直通）までお願いします。